

保護者の皆様へ

新入学準備金制度（就学援助）のお知らせ

泉佐野市では、お子様を市立の小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方へ、就学に必要な費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

令和6年度入学予定児童生徒の保護者を対象に就学援助費のうちの「新入学学用品費」について、入学前の3月に支給します。援助を希望される方は申請してください。

☆ 援助を受けられる世帯 以下のすべての要件に該当する方。

- ① 令和6年度泉佐野市立小学校の入学予定児童の保護者。
- ② 令和6年2月1日時点において、泉佐野市に在住されている方。
- ③ 令和4年中の総所得金額が基準額以下の世帯
(※ 所得審査の対象者・・・中学生以下を除く家族全員)

基準額(目安額)【家族の年齢等によって、認定基準が上下します。】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得額	335万円	351万円	411万円	467万円	523万円	563万円

- ・ 所得が確認できない場合は、不認定となります。
- ・ 令和4年中の所得を申告していない方がいる場合は審査ができません。収入がなくても所得の申告を必ず行ってください。
- ・ 令和5年1月2日以降に転入された方や泉佐野市で所得の確認ができない方は、前住所地の令和5年度所得証明書(令和4年中の収入を証明するもの)を提出してください。

☆ 支給金額 54,060円

☆ 申請方法 別添の申請書に記入のうえ、提出してください。

提出期限 令和6年2月2日(金) (郵送は2月2日消印のもの)

提出先 教育委員会(市役所3階 学校教育課)

郵送でも受付します。同封した青い封筒に84円切手を貼って送付してください。

郵送での受付の確認が必要な方は、返信用封筒(84円切手を貼ったもの)を同封してください。

- ・ 認否決定通知書は、2月下旬に申請者へ郵送で通知し、3月上旬に保護者の口座へ振込します。
- ・ 提出期限を過ぎても3月8日(金)まで受け付けますが、支給時期が遅くなります。

☆ その他

- ① 新入学学用品費以外の令和6年度就学援助については、4月以降に別途申請が必要です。
- ② 申請書に事実と異なる内容を記載した場合や所得内容に変更が生じ基準を超える場合は、認定を取り消し、併せて援助費は返還していただくことになります。

【問合先】 泉佐野市教育委員会 学校教育課 学事係
TEL 072-463-1212 (内線 2334・2335)